商品概要説明書

基準日:2021年3月29日

	<u> </u>				
商品名	従業員持株会提携ローン「もちロン」				
借入資格	野村信託銀行株式会社との間で「もちロン」に関して提携をしている企業・従業				
	員持株会(以下、「持株会」という)に所属している従業員のうち持株会会員				
	あり次の各号に該当しない方				
	① 会社の従業員または持株会の会員でなくなった場合				
	② 未成年者または非居住者である場合、お客様に成年後見人、保佐人または補				
	助人が付されている場合				
	③ 既に「もちロン」を利用されている方で融資元金残高の合計額が、利用限度				
	額を上回ることとなる場合				
	④ 担保差入れ登録持分について、第三者との間で譲渡、担保設定その他の処分				
	についての合意を行っている場合(この場合において、お客様のローン契約				
	の申込みがなされ当社が承諾している場合には、本ローンの約款の内容が当				
	該合意に優先します。)				
	⑤ 休職、停職、海外転勤等、ローン契約に基づく元金返済および利息支払いの				
	給与等からの天引による支払いができない事由がある場合				
	⑥ 発行会社株式が、上場廃止となった場合または整理ポストの割当てを受けた				
	場合(ただし、株式交換等の組織変更に伴い、同価値の上場親会社株式等と				
	して継続される場合を除く。)				
	⑦ 「もちロン」にかかる借入残高を一括返済された場合で、その月を含む以後				
	の3ヶ月の間に新たな借入を申込む場合				
	なお、上記の借入資格を満たしている場合でも、お申込みごとになされる当社の				
	審査の結果等により、ローン契約が成立しないことがあります。				
ご利用限度額	(1),(2)のうち、いずれか少ない額です。				
	(1) 担保差入株数 × 適用株価 × 70%				
	* 適用株価は融資条件書にて提示します。				
	(2) 500 万円				
	お申込みは10万円以上1万円単位となります。				
	ご利用限度額以内であれば、お一人様何回でもご利用いただけます。				
	返済途中に新たに申込をされる場合(「もちロン」にかかる借入残高がある場合)				
	は、利用限度額から借入残高(申込月の元本返済後の借入残高)を控除した金額				
	まで、借入申込みすることができます。				

野村信託銀行 野村證券

金利 金利は、融資条件書にて提示致しております。 申込時に変動金利または、固定金利をお選びいただけます。 融資実行後、固定金利を変動金利に、変動金利を固定金利に変えることはできま せん。 変動金利は、金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、当社が融資利率 を一般に行われる程度のものに変更致します。なお、当該変更は原則として毎年 5月1日と11月1日に行われ、即日の適用となります。 融資条件書の 融資条件(金利、適用株価)は、融資条件書により知ることができます。 持株会にて入手可能です。毎月、野村信託銀行から持株会へお送りしております。 入手方法 借入方法 (1) 持株会に備置いている当社所定の『従業員持株会提携ローン(「もちロン」) 申込書』(以下、「申込書」という)をご使用いただきます。 (2) 申込書を記入の上、ご本人様確認書類とともに持株会にお送りいただきます。 ご返済方法 「もちロン」の返済は、元金均等返済です。 (元金) 借入日の翌々月以降の給与または賞与からの天引の方法により返済していただき ます。 返済金額は、下記の借入金別最低元金返済額一覧表の金額を返済最低金額とし、 お客様の選択により、給与または賞与からの返済額を5千円単位で増額すること ができます。 なお、お客様は、ローン契約のお申込みごとに、当該借入れにかかる返済方法・ 返済額を選択するものとします。ただし、申込み後の返済方法または返済金額の 変更はできません。 〈借入金別最低元金返済額一覧表〉

	最低元金返済額				
借入金額	給与・賞与併用			給与のみ	
旧八亚银	毎月	賞与	年間	毎月	年間
	給与	Ą ,	— IHJ	給与	H1
10万円以上~50万円以下	0.5万円	1.5 万円	9 万円	1.0 万円	12 万円
50 万円超~100 万円以下	1.0万円	3.0 万円	18 万円	1.5 万円	18 万円
100万円超~200万円以下	2.0万円	6.0 万円	36 万円	3.0 万円	36 万円
200万円超~300万円以下	3.0万円	9.0 万円	54 万円	4.5 万円	54 万円
300万円超~400万円以下	4.0万円	12.0 万円	72 万円	6.0 万円	72 万円
400万円超~500万円以下	5.0万円	15.0 万円	90 万円	7.5 万円	90 万円

なお、当社ホームページ (https://www.nomura-trust.co.jp/mochi-loan/) 上で、 元金及び利息額を試算いただけます。

借入期間 借入金額と返済方法・返済額により借入期間は異なります。

ご返済方法	利息は、6ヶ月後払いです。毎年5月1日から10月31日までの期間分について
(利息)	冬(原則 12 月以降の所定月)の賞与から、11 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの
	期間分については夏(原則6月以降の所定月)の賞与から、それぞれ後払いにて
	お支払いいただきます。
	なお、賞与制度がない場合には、6月および12月の給与からお支払いいただきま
	す。
	ただし、融資元金が完済された場合には、完済日の属する利息計算期間の開始日
	から完済日までの期間分を、完済日の翌月の給与からお支払いいただきます。
資金使途	自由(但し、事業性資金を除く)
担保	お客様が持株会に対してお持ちの登録持分引出請求権に当社のための根質権を
	設定して頂きます。根質権の設定は、登録持分引出請求権の行使によりお客様が
	持株会から引出すことのできる株式の数に設定する方法(「株数(端株を含む)
	指定質入」)、または、お客様が将来取得する登録持分を含む現在および将来に持
	株会に対して有する登録持分引出請求権の全てに設定(「オール質入」)する方法
	のいずれかによります。お客様は、選択した質入の方法を変更できません。また、
	質入した株数を減じることもできません。
	ご利用後、株価が下落した場合でも、追加担保を差し入れる必要はありません。
利息の計算方法	利息の計算方法は、次のとおりとします。
	A: 当該ローン契約の融資元金の利息計算期間中における毎日の最終残高の合計
	額
	B:利息計算期間に適用される融資利率(%)÷ 100
	利息額 = A × B ÷ 365 (円未満切り捨て)
事務手数料	融資実行時に、事務手数料(契約締結費用)3,300 円を借入金額から控除して、
	お客様の指定銀行口座に振込みを行います。
追加返済	夏または冬の賞与からの天引による返済の場合に限り、申込み時に選択した金額
	に追加して、当該ローン元金の全部または一部を返済することができます。この
	場合、お客様は、返済賞与月の前月の所定の日までに、所定の返済申込書を会社
	を通じて、ご提出いただきます。
	(運用のない持株会様もございます。)
遅延損害金	お客様が、借入金の返済方法に定める返済を怠った場合、または、お客様が期限
	の利益を喪失した場合には、お客様は、その支払うべき金額に対し年14%の割
	合の遅延損害金を支払うものとします。
当社が契約して	当社が契約している指定紛争解決機関は、全国銀行協会です。
いる指定紛争解	連絡先:全国銀行協会相談室
決機関	電話番号:0570-017109 または 03-5252-3772